



厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表

平成29年10月31日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 長濱 直次

労働衛生専門官 長嶺 進

電話：098（868）4402

平成28年の業務上疾病の発生状況等について

業務上疾病のうち「腰痛」が約6割で高止まり

沖縄労働局(局長 待鳥浩二)は、労働者死傷病報告^{※1}に基づき、平成28年の業務上疾病^{※2}発生状況を取りまとめました。

<ポイント>

- 平成28年の業務上疾病者数は100人で昨年を上回り2番目に多い結果となった
(図1参照)。
(統計をとりはじめた昭和47年以降、過去最多は昭和48年の110人)
- そのうちの約6割(58人)が業務上の負傷に起因する疾病のうち、「災害性腰痛」で**全体に占める割合が最も高い**。災害性腰痛とは、業務中に重い物を持ち上げる等の動作の反動などで発生する(悪化する)腰痛である。その内訳は、商業・金融・広告業の17人、次いで介護・医療などの保健衛生業で14人、運輸交通・貨物取扱業6人の順となっている(図7参照)。
- その他の業務上疾病としては、負傷に起因する疾病のうち「災害性腰痛以外の疾病」(皮膚等の負傷による破傷風等の細菌性感染症等)、物理的因子に起因する疾病のうち熱中症等の「異常温度条件による疾病」等、頸肩腕症候群等の「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」、「化学物質・病原体(細菌(レプトスピラ細菌等)・ウイルス等)による疾病」などである。
- 沖縄労働局では、業務上疾病の約6割を占める腰痛について、その減少を目指し、以下の取り組みを行っています。【裏面へ続きます】

腰痛予防アドバイザー-事業の利用促進

- (1) 沖縄労働局では、腰痛予防アドバイザー-事業を実施している。これは[職場の腰痛予防対策に詳しい理学療法士](#)（腰痛予防アドバイザー-）を介護・医療事業所等へ派遣し、[作業方法の改善や予防体操などアドバイスを無料](#)で行っていくものである。
- (2) また、厚生労働省が全国で開催する腰痛予防対策講習会（介護・医療事業所向け）を、平成29年12月12日（火）に県内で開催する（参考資料のチラシ）。

※1. **労働者死傷病報告**とは、労働安全衛生法に基づき、労働者が就業中に死亡又は休業(4日以上)したときに、事業者が所轄労働基準監督署へ行うことが義務づけられている報告です。

※2. **業務上疾病**とは、業務に起因する疾病（腰痛など）、物理的因子による疾病（熱中症など）、じん肺、化学物質、病原体による疾病などが該当します。

〔添付資料〕

関連図表（以下、掲載順に）

図1 県内における業務上疾病発生状況の推移（平成19年～28年）

図2 平成28年 業務上疾病発生状況（疾病別内訳）

図3 平成24年～28年 業務上疾病発生状況（疾病別内訳）

図4 平成28年 業務上疾病発生状況（業種別内訳）

図5 平成24年～28年 業務上疾病発生状況（業種別内訳）

図6 平成24年～28年 業務上疾病発生状況の推移（業種別内訳）

図7 平成28年 災害性腰痛発生状況（業種別内訳）

図8 平成24年～28年 災害性腰痛発生状況（業種別内訳）

図9 平成24年～28年 災害性腰痛発生状況の推移（業種別内訳）

表1 業種別業務上疾病発生状況の推移（平成19年～28年）

表2 平成28年 業務上疾病発生状況（業種別疾病別）

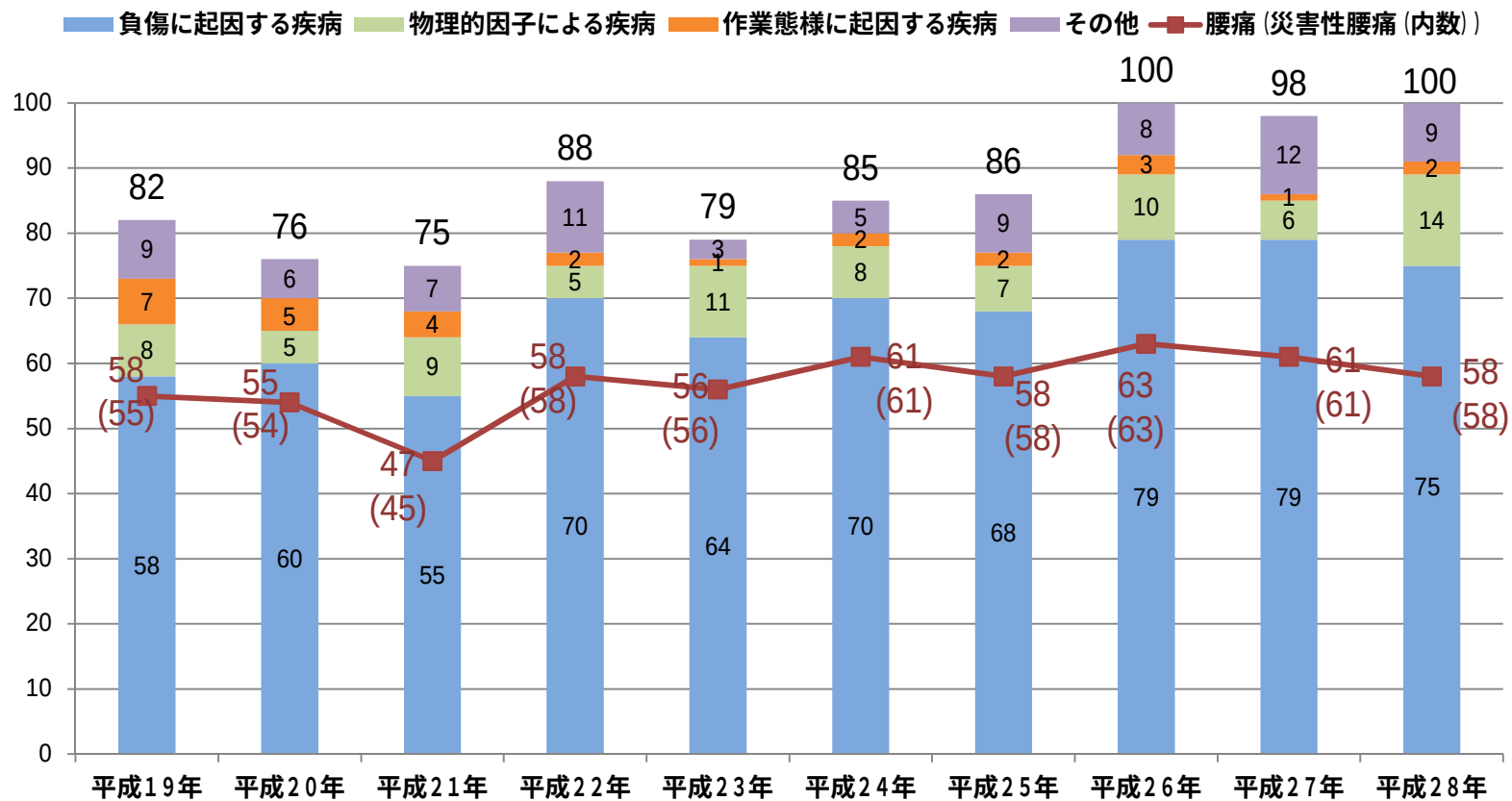
〔参考資料〕

①＜沖縄県内限定＞「H29年度 ご利用ください 腰痛予防アドバイザー-」チラシ

②腰痛予防対策講習会（看護・介護従事者向け①、②）ご案内

③熱中症を防ごう！

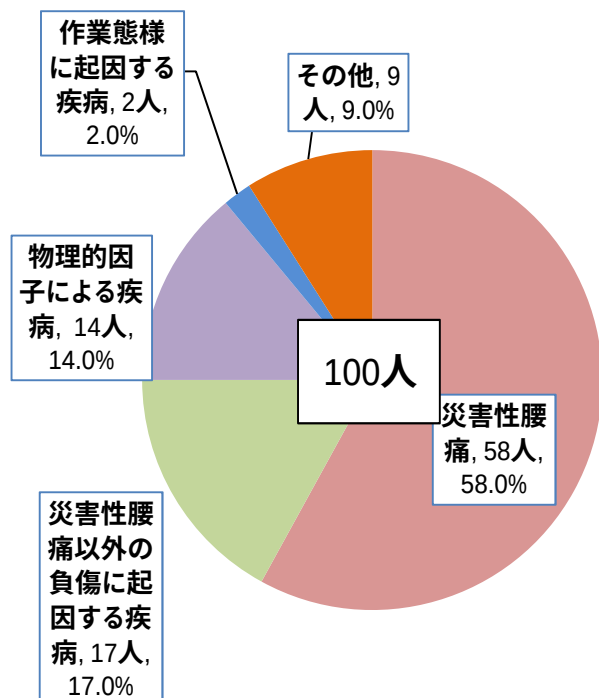
図1 県内における業務上疾病発生状況の推移 (平成19年～28年)



※「労働者死傷病報告」により作成したもの

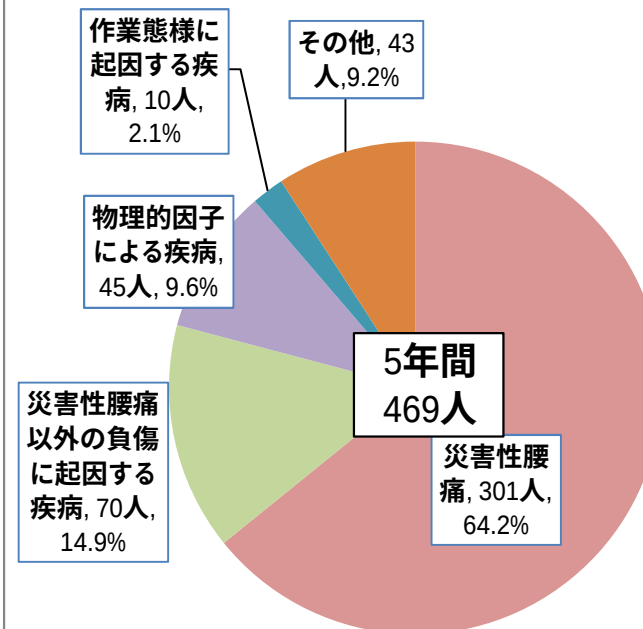
- (1) 「負傷に起因する疾病」には、「災害性腰痛」、「負傷による破傷風等の細菌性疾病」などが含まれます。
- (2) 「災害性腰痛」とは業務中(重い物を持ち上げるなど)の動作の反動などで発生する(悪化する)腰痛です。
- (3) 「物理的因子による疾病」には、「異常温度条件による疾病」などが含まれます。
- (4) 「作業態様に起因する疾病」には、「重激業務による運動器疾患等」、「手指前腕の障害及び頸肩腕症候群」が含まれます。
- (5) 「その他」には、「酸素欠乏症」、「病原体による疾病」、「その他業務によることが明らかな疾病」が含まれます。

図2 平成28年 業務上疾病発生
状況 (疾病別内訳) [人、%]



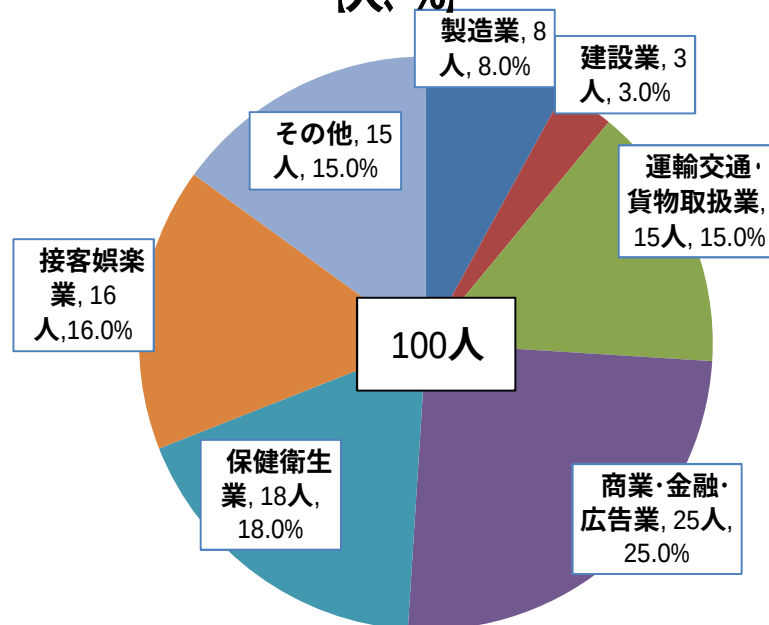
「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したもの。

図3 平成24年～28年 業務上疾病
発生状況 (疾病別内訳) [人、%]

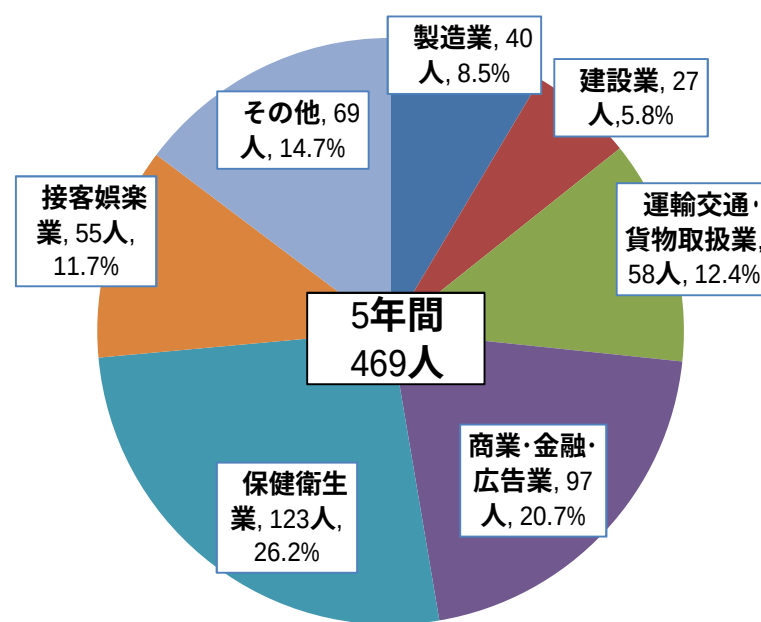


- (1) 「災害性腰痛以外の負傷に起因する疾病」には、「負傷による破傷風等の細菌性疾病」などが含まれます。
- (2) 「災害性腰痛」とは業務中（重い物を持ち上げるなど）の動作の反動などで発生する（悪化する）腰痛です。
- (3) 「物理的因子による疾病」には、「異常温度条件による疾病」（熱中症等）などが含まれます。
- (4) 「作業態様に起因する疾病」には、「重激業務による運動器疾患等」「手指前腕の障害及び頸肩腕症候群」などが含まれます。
- (5) 「その他」には、「酸素欠乏症」「病原体による疾病」「その他業務によることが明らかな疾病」などが含まれます。

**図4 平成28年 業務上疾病発生状況
(業種別内訳)
【人、%】**



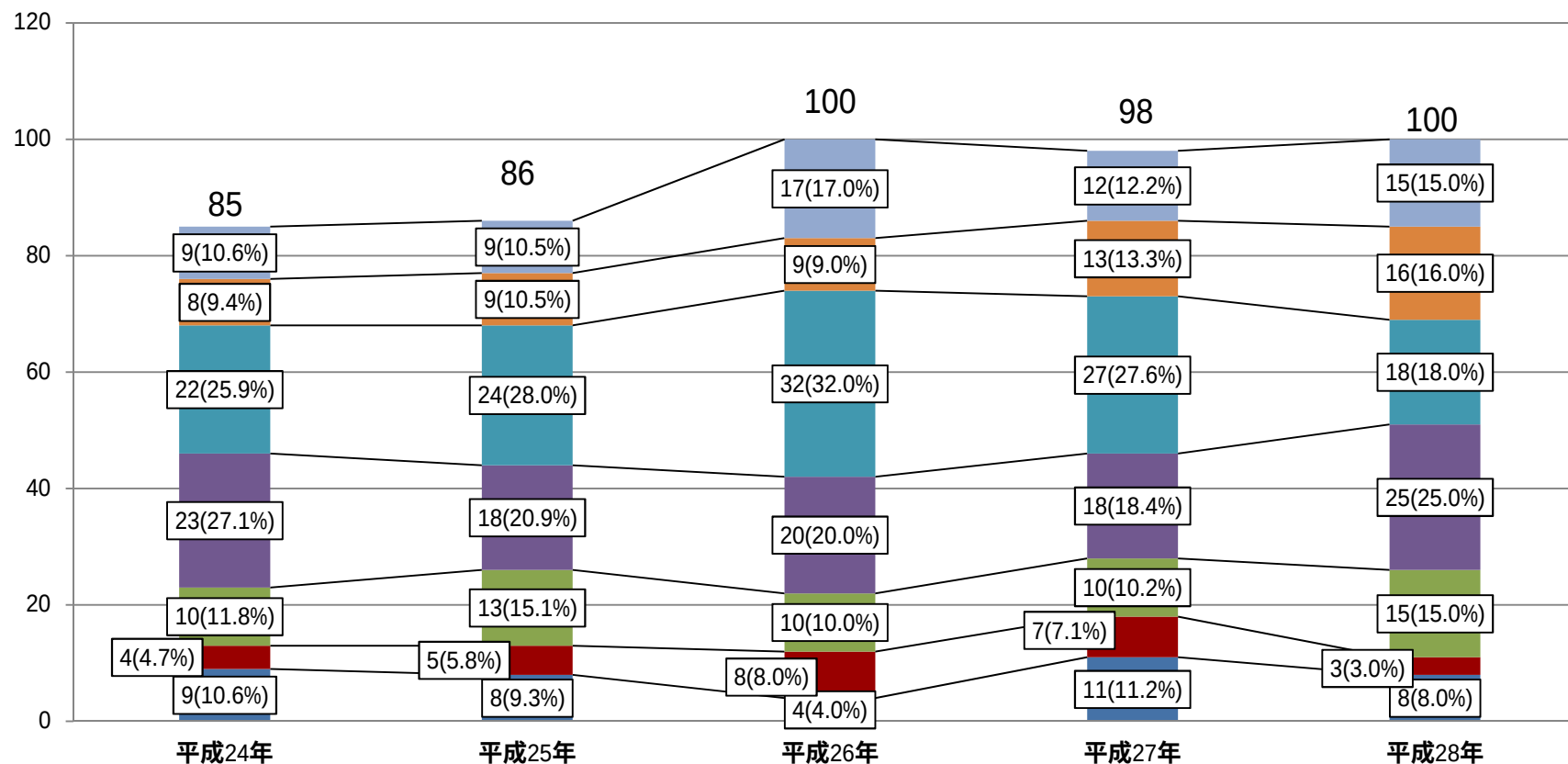
**図5 平成24年～28年 業務上疾病発生状況 (業種別内訳)
【人、%】**



「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したもの。

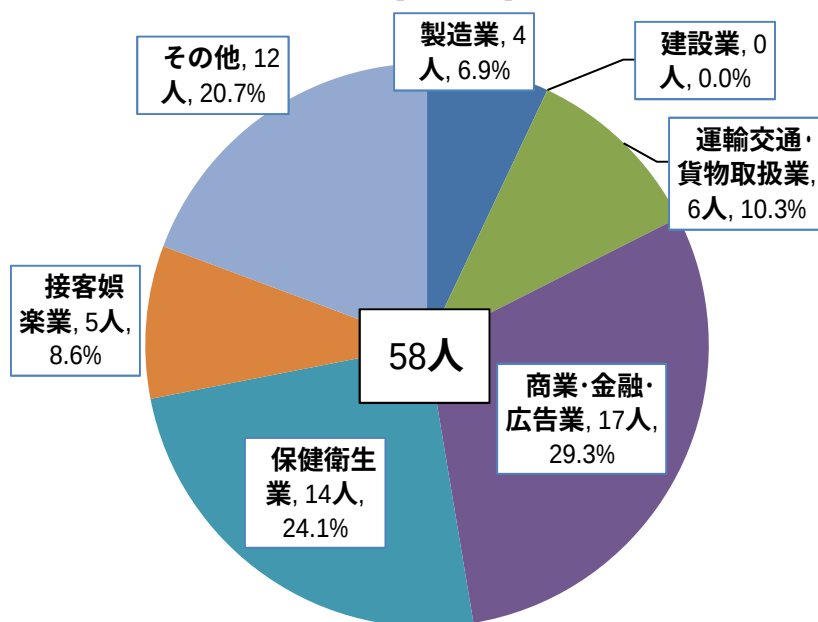
図6 平成24年～28年 業務上疾病発生状況の推移 (業種別内訳) [人 (%)]

■ 製造業 ■ 建設業 ■ 運輸交通・貨物取扱業 ■ 商業・金融・広告業 ■ 保健衛生業 ■ 接客娯楽業 ■ その他



「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したもの。

**図7 平成28年 災害性腰痛発生状況
(業種別内訳)
【人、%】**



「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したもの。

**図8 平成24年～28年
災害性腰痛発生状況 (業種別内
訳) 【人、%】**

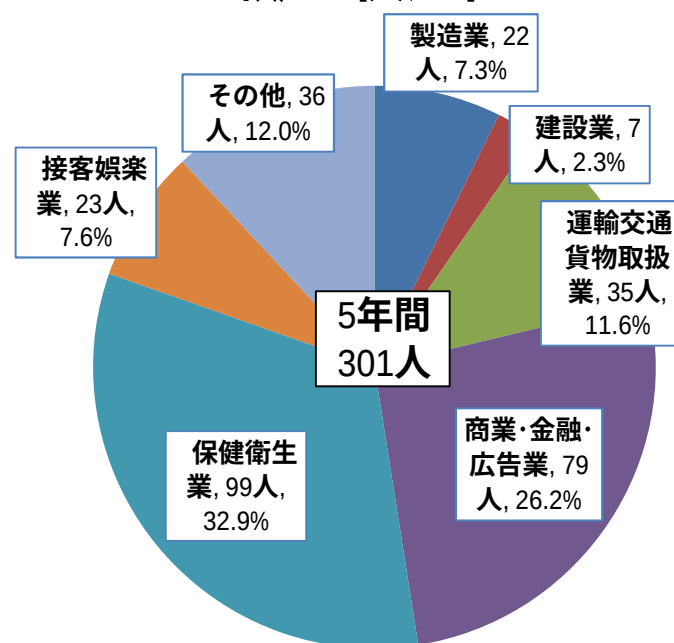
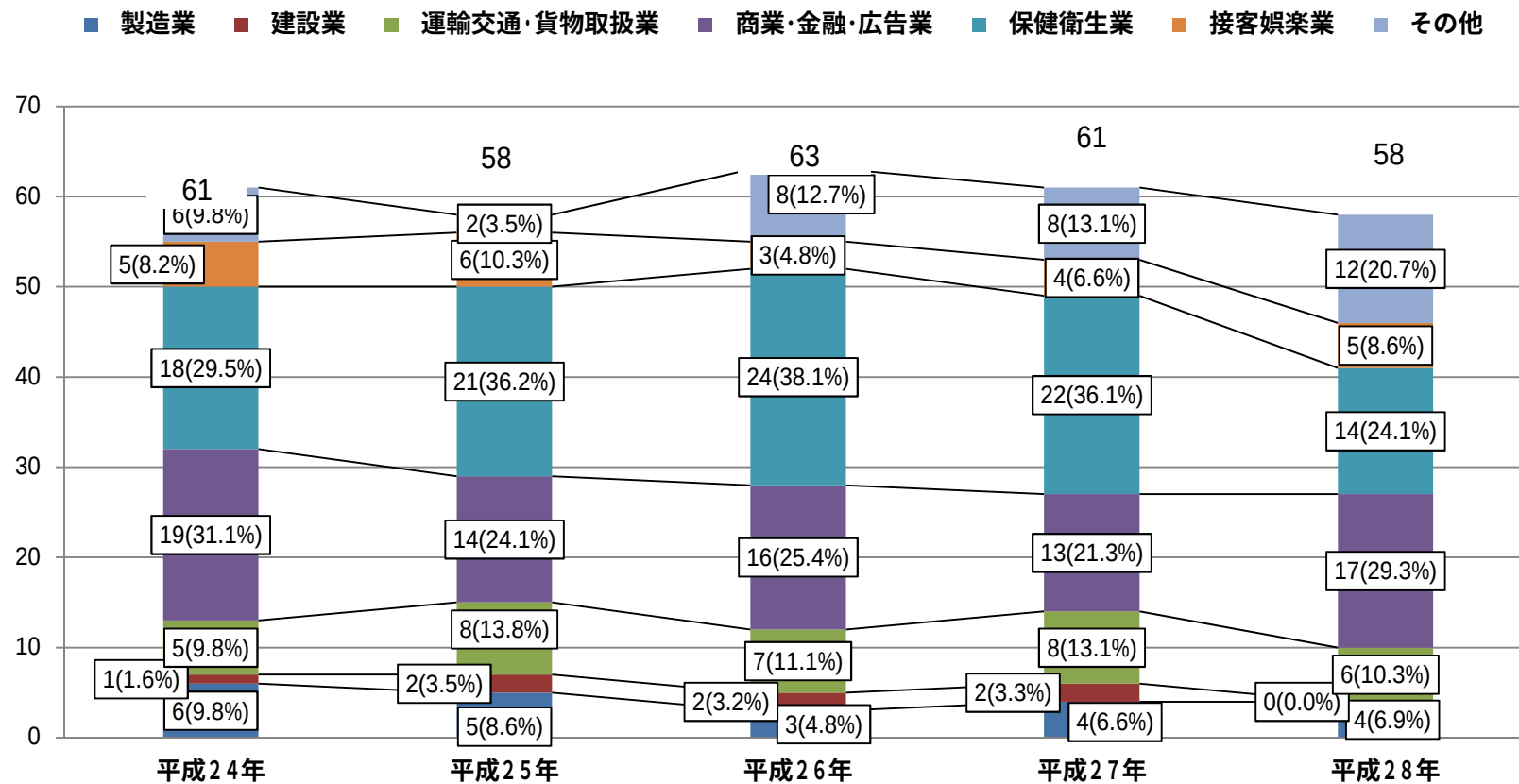


図9 平成24年～28年 災害性腰痛発生状況の推移（業種別内訳）【人(%)】



「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したもの。

表1 業種別業務上疾病発生状況の推移（平成19年～28年）

沖縄労働局

業種	発生年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	対前年 増減数	対前年 増減率 (%)
製造業		8	7	7	7	8	9	8	4	11	8	△ 3	-27.3%
		(4)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(5)	(3)	(4)	(4)	0	0.0%
建設業		8	7	7	7	5	4	5	8	7	3	△ 4	-57.1%
		(2)	(4)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)		△ 2	-100.0%
運輸交通・ 貨物取扱業		6	13	9	8	14	10	13	10	10	15	5	50.0%
		(5)	(12)	(6)	(6)	(7)	(6)	(8)	(7)	(8)	(6)	△ 2	-25.0%
商業・金融・広告業		16	10	6	22	20	23	18	20	18	25	7	38.9%
		(15)	(9)	(5)	(18)	(18)	(19)	(14)	(16)	(13)	(17)	4	30.8%
保健衛生業		24	12	18	22	16	22	24	32	27	18	△ 9	-33.3%
		(18)	(8)	(16)	(13)	(16)	(18)	(21)	(24)	(22)	(14)	△ 8	-36.4%
接客娯楽業		8	9	8	9	3	8	9	9	13	16	3	23.1%
		(4)	(6)	(6)	(6)	(2)	(5)	(6)	(3)	(4)	(5)	1	25.0%
その他		12	18	20	13	13	9	9	17	12	15	3	25.0%
		(7)	(12)	(7)	(9)	(7)	(6)	(2)	(8)	(8)	(12)	4	50.0%
全産業		82	76	75	88	79	85	86	100	98	100	2	2.0%
		(55)	(54)	(45)	(58)	(56)	(61)	(58)	(63)	(61)	(58)	△ 3	-4.9%

()は、災害性腰痛を示す内数である。

「労働者死傷病報告（休業４日以上）」により作成したもの。

表 2 平成28年 業務上疾病発生状況（業種別疾病別）

沖 縄 労 働 局

	負傷に起因する疾病		物理的因子に起因する疾病		作業態様に起因する疾病		化学物質による疾病	病原体による疾病	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	その他業務に起因することの明らかな疾病	計
	災害性腰痛	災害性腰痛以外	異常温度条件による疾病	その他の原因による疾病	負傷によらない業務上の腰痛	その他の原因による疾病						
製造業	4	3									1	8
建設業		2	1									3
運輸交通・貨物取扱業	6	1	2	6								15
商業・金融・広告業	17	4	1	1		2						25
保健衛生業	14	2						1		1		18
接客娯楽業	5	4		2				4	1			16
その他	12	1	1				1					15
計	58	17	5	9		2	1	5	1	1	1	100

「労働者死傷病報告（休業４日以上）」により作成したもの。

※ 傷病分類について

- (1) 「災害性腰痛以外の負傷に起因する疾病」には、「負傷による破傷風等の細菌性疾病」などが含まれます。
- (2) 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものです。

沖縄労働局からのお知らせ

無料

ご利用ください

H29年度

腰痛予防アドバイザー

「仕事で腰に負担がかかる」「職場の腰痛予防を進めたい」「でも、何から始めたらいいの？」とお悩みの事業者の皆様へ

腰痛予防のプロが、無料でお手伝いします。



メニュー

個別コンサルティング

アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。
職員様向け研修も対応可能です。

☐ 対象

医療・介護事業所等

☐ コンサルティング 時間

2 時間程度

セミナー（講師派遣）

事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。

☐ 対象

主に医療・介護関係団体

（その他の業種団体の方もご要望により可能な限り対応いたします。）

☐ 講演時間

2 時間以内



お申込み

裏面のご利用申込用紙

にてお願いします

お申込み先・お問合せ

沖縄労働局健康安全課（担当 長嶺）

☎ 098-868-4402 FAX 098-862-6793

腰痛予防アドバイザーご利用申込書

沖縄労働局健康安全課(FAX：098-862-6793) 担当 長嶺 行

(所在地) 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

御社・団体名			
ご連絡先	☎	(内線)	
	FAX		
	ご担当者様		
ご所在地	〒		
申込内容 (注1) 使用する資料はお客様にて必要数を印刷いただきます(事前に郵送します)。 注2 パワーポインターが使用できるPC・プロジェクターをご用意いただくと実施が効果的です。 注3 効果的な実施のために最低1時間をご検討ください。)	☐ 個別コンサルティング ・ アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスをを行います。 ・ <u>職員様向け研修も対応可能です(時間帯もご相談ください)。</u>		
	希 望 日 時	平成 年 月 (上・中・下) 旬	
	希 望 内 容 (お困りごとなど)		
	☐ セミナー(講師派遣) ・ 事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。		
	希 望 日 時	平成 年 月 (上・中・下) 旬	
	セ ミ ナ ー 名 称		
	参 加 対 象 者		
	会 場 (所 在 地)		
	講 演 時 間		
	希 望 内 容		

- ※1 個別コンサルティング、セミナーの日時につきましては、なるべく希望日時にそった形で調整させていただきます。
 ※2 個別コンサルティングは1事業所につき1回までとさせていただきます。
 ※3 予算上限その他の理由で、場合によっては、お申込みにお応えできないこともあります、予めご了承ください。
 ※4 最寄りの労働基準監督署でもお申込・お問合せを承ります。

那覇労働基準監督署	安全衛生課	☎ 098-868-3344	FAX 098-868-1390
沖縄労働基準監督署	安全衛生課	☎ 098-982-1263	FAX 098-939-3193
名護労働基準監督署	監督・安衛課	☎ 0980-52-2691	FAX 0980-53-2304
宮古労働基準監督署	労災・安衛課	☎ 0980-72-2303	FAX 0980-72-1846
八重山労働基準監督署	労災・安衛課	☎ 0980-82-2344	FAX 0980-82-9445

平成 29 年度

厚生労働省委託事業

無料

腰痛予防対策講習会

第三次産業における労働災害が増えています。特に腰痛は第三次産業における職業性疾病の 7 割を占め、今後も高齢化の進展に伴う社会的役割の拡大が見込まれる看護・介護の現場でもその予防対策が重要な課題となっています。中央労働災害防止協会では、平成 25 年 6 月に改正された「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を図るため、厚生労働省より委託を受け、保健衛生業を対象とした無料の講習会を全国 47 都道府県で開催します。この講習会では、昨年と違う新たな内容として「介護用福祉機器」を用いた実技を中心とした講習を行います。また、腰痛予防対策指針をイラスト等によりわかりやすく解説したテキストを用いて行うなど、これまで腰痛予防対策の取組みがなかった事業場においても対策に取り組んでいただけるようわかりやすい内容となっております。多くの方のご参加をお待ちしております。

内 容

各会場にて対象者を分けて同日に研修を行います。
なお、昨年度に比べ各講習時間は変わりませんが、実際に福祉機器を使用するなど実技時間を大幅に増加しました。

主な内容（共通）

講 義

- ① 腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- ② 労働災害発生のメカニズムと災害防止の取組み
- ③ 作業空間、床面等の作業環境の改善
- ④ 腰痛予防対策チェックリスト、リスクアセスメントの活用

実技 1

- ① 介護用福祉機器を用いて腰部の負担を軽くする作業ポイントの解説
- ② 介護・看護作業の場面を想定した介護用福祉機器の使い方の体験

実技 2

- ① 作業姿勢
- ② 腰痛予防体操

対 象

1 「医療保健業看護従事者向け」

作業別の腰痛予防のポイントを掲載した看護従事者向けのテキスト（無料）を使用し、講習を行います。

対象者：病院・診療所の看護従事者、施設長、管理者等

9:15～ 受付開始

9:45 開 講

12:15 終 了

2 「社会福祉・介護事業の介護従事者向け」

作業別の腰痛予防のポイントを掲載した介護従事者向けのテキスト（無料）を使用し、講習を行います。

対象者：社会福祉施設の介護従事者、施設長、管理者等

13:15～ 受付開始

13:45 開 講

16:15 終 了

3 「社会福祉・介護事業の事業者向け」

上記2の中で事業者等に理解していただきたい内容を中心とした講習です。同じテキスト（無料）を使用します。

対象者：社会福祉施設の施設長、管理者等

16:30～ 受付開始

17:00 開 講

19:00 終 了

※上記3は、全国 47 会場中 16 会場での開催となります。他の会場においては、②の講習において事業者向け内容を含めて開催しますので、そちらにご参加ください。

お申込み方法

Webからお申込みいただきます。【6月1日受付開始】

- 1 「中災防（ちゅうさいぼう）＋腰痛予防対策講習会」で検索
(http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)
- 2 「残席確認・オンライン申込み」より申込ください。
- 3 送信後、メールが返信されますのでご確認ください。

＝＝＝＝＝＝注意事項＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- 各会場とも先着順でお申込を受け付け、定員に達し次第締め切りいたします。
- 受付完了後、開催2週間前に中災防から受講票を送付します。
- お申込時にご記入いただいた個人情報につきましては、国が行う腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するためのアンケートにご協力をいただくことがあります。個人情報は国と中災防が責任をもって管理します。また、中災防の行っているサービスの確かな情報提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点から情報の提供等に利用することがあります。個人情報の二次利用に同意されない場合はオンラインの申込フォーム「個人情報の二次利用に同意しない」のチェックボックスにチェックを入れてください。



都道府県	開催日	会場	所在地
北海道	2017年8月4日（金）	NTT 北海道セミナーセンタ	北海道札幌市中央区南 22 条西 7 丁目
青 森	2017年7月21日（金）	ホテル青森 3 階「あすなろの間」	青森県青森市堤町 1 丁目 1-23
岩 手	2017年8月18日（金）	岩手労働基準協会研修センター	岩手県盛岡市北飯岡 1-10-25
宮 城	2017年7月31日（月）	宮城県労働基準協会	宮城県仙台市青葉区一番町 2 丁目 5-22 GC 青葉通りプラザ 4 階
秋 田	2017年7月26日（水）	協働大町ビル 6 階「千秋の間」	秋田県秋田市大町 3 丁目 2-44
山 形	2017年9月20日（水）	山形ビッグウイング	山形県山形市平久保 100 番地
福 島	2017年8月25日（金）	須賀川市民温泉	福島県須賀川市茶畑 71
茨 城	2017年9月22日（金）	茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター	茨城県水戸市渋井町堺橋 263-1
栃 木	2017年10月2日（月）	栃木県労働基準協会連合会	栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館
群 馬	2017年9月8日（金）	（一財）前橋振興社 前橋テルサ	群馬県前橋市千代田町 2-5-1
埼 玉	2017年8月29日（火）	JA 共済埼玉ビル 3F	埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2
千 葉	2017年11月2日（木）	千葉県経営者会館 6F	千葉県千葉市中央区千葉港 4-3
東 京	2017年7月9日（日）	安全衛生総合会館 5F	東京都港区芝 5-35-2
神奈川	2017年10月27日（金）	神奈川県労働安全衛生協会 2F	神奈川県横浜市中区相生町 3-63 ヤオマサビル
新 潟	2017年10月31日（火）	新潟テルサ	新潟県新潟市中央区鐘木 185-18
山 梨	2017年10月20日（金）	山梨県立中小企業人材開発センタ ー	山梨県甲府市大津町 2130-2
長 野	2017年10月18日（水）	松本安全衛生センター	長野県松本市神林小坂道 7101-55
大 阪	2017年7月5日（水）	特別養護老人ホーム阪和帝塚山苑 1F 地域交流スペース	大阪府大阪市住吉区帝塚山東 2-1-41

中央労働災害防止協会（中災防） 健康快適推進部 企画管理課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL：03-3452-2517 FAX：03-3453-0730

Webからお申込みいただけます。

- 1 「中災防（ちゅうさいぼう）＋腰痛予防対策講習会」で検索
(http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)
- 2 「残席確認・オンライン申込み」より申込ください。
- 3 送信後、メールが返信されますのでご確認ください。

＝＝＝＝＝＝注意事項＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- 各会場とも先着順でお申込を受け付け、定員に達し次第締め切りいたします。
- 受付完了後、開催 2 週間前に中災防から受講票を送付します。
- お申込時にご記入いただいた個人情報につきましては、国が行う腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するためのアンケートにご協力をいただくことがあります。個人情報は国と中災防が責任をもって管理します。また、中災防の行っているサービスの確かな情報提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点から情報の提供等に利用することがあります。個人情報の二次利用に同意されない場合はオンラインの申込フォーム「個人情報の二次利用に同意しない」のチェックボックスにチェックを入れてください。



日程・会場【8月1日受付開始】

都道府県	開催日	会場	所在地
富山	2017年11月2日(木)	ポルファートとやま4階「珊瑚の間」	富山県富山市奥田新町 8-1
石川	2017年10月25日(水)	石川県地場産業振興センター第1研修室	石川県金沢市鞍月2丁目1番地
福井	2017年10月31日(火)	福井県中小企業産業大学校	福井県福井市下六条町 16-15
岐阜	2017年10月25日(水)	ワークプラザ岐阜 5F	岐阜県岐阜市鶴舞町 2-6-7
静岡	2017年10月30日(月)	静岡労政会館	静岡県静岡市葵区黒金町 5-1
愛知	2017年10月12日(木)	電気文化会館 5F	愛知県名古屋市中区栄2丁目2番5号
三重	2017年11月1日(水)	サン・ワーク津	三重県津市島崎町 143-6
滋賀	2017年10月27日(金)	滋賀労働基準協会	滋賀県大津市打出浜 13-15 笹川ビル4階
京都	2017年10月17日(火)	京都府中小企業会館	京都府京都市右京区西院東中水町 17 番地
兵庫	2017年10月18日(水)	兵庫労働基準連合会講習会場	兵庫県神戸市中央区雲井通 4-2-2 マークラー神戸ビル4階
奈良	2017年12月7日(木)	ホテルリガーレ春日野	奈良県奈良市法蓮町 757-2
和歌山	2017年10月5日(木)	和歌山県労働基準協会	和歌山県和歌山市西浜 1014-27

中央労働災害防止協会（中災防）健康快適推進部 企画管理課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL：03-3452-2517 FAX：03-3453-0730

お申込み方法

Webからお申込みいただきます。

- 1 「中災防（ちゅうさいぼう）＋腰痛予防対策講習会」で検索
(http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)
- 2 「残席確認・オンライン申込み」より申込ください。
- 3 送信後、メールが返信されますのでご確認ください。

＝＝＝＝＝＝注意事項＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- 各会場とも先着順でお申込を受け付け、定員に達し次第締め切りいたします。
- 受付完了後、開催 2 週間前に中災防から受講票を送付します。
- お申込時にご記入いただいた個人情報につきましては、国が行う腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するためのアンケートにご協力をいただくことがあります。個人情報は国と中災防が責任をもって管理します。また、中災防の行っているサービスの確かな情報提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点から情報の提供等に利用することがあります。個人情報の二次利用に同意されない場合はオンラインの申込フォーム「個人情報の二次利用に同意しない」のチェックボックスにチェックを入れてください。



日程・会場【9月1日受付開始】

鳥 取	2017 年 10 月 26 日 (木)	鳥取県労働基準協会	鳥取県鳥取市若葉台南 1-17
島 根	2017 年 11 月 29 日 (水)	島根県労働基準協会	島根県松江市学園 1-5-35
岡 山	2017 年 10 月 31 日 (火)	ピュアリティまきび「ちどり」	岡山市北区下石井 2-6-41
広 島	2017 年 10 月 24 日 (火)	広島商工会議所	広島市中区基町 5-44
山 口	2017 年 12 月 14 日 (木)	山口県セミナーパーク 「社会福祉研修室」	山口市秋穂二島 1062
徳 島	未定		
香 川	2017 年 11 月 7 日 (火)	香川労働基準会館	香川県高松市郷東町 436-3
愛 媛	未定		
高 知	2017 年 12 月 1 日 (金)	高知県立地域職業訓練センター	高知県高知市布師田 3992-4
福 岡	2017 年 11 月 13 日 (月)	福岡建設会館	福岡県福岡市博多区博多駅東 3-14-18
佐 賀	2017 年 11 月 22 日 (水)	佐賀県労働基準協会	佐賀県小城市三日月町堀江 1721
長 崎	2017 年 12 月 5 日 (火)	NBC 別館メディア・スリー	長崎県長崎市上町 1-35 NBC 別館 3 階
熊 本	2017 年 11 月 28 日 (火)	熊本県労働基準協会	熊本県熊本市北区貢町 691-1
大 分	2017 年 11 月 15 日 (水)	大分県労働基準協会	大分県由布市挾間町三船 415-12
宮 崎	2017 年 11 月 10 日 (金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館 2 階	宮崎県宮崎市恒久 1-7-21
鹿児島	2017 年 10 月 24 日 (火)	オロシティー	鹿児島市卸本町 6-12
沖 縄	2017 年 12 月 12 日 (火)	九州沖縄トラック研修会館第一研修室	沖縄県那覇市港町 2-5-23 九州沖縄トラック研修会館 5 階

中央労働災害防止協会（中災防）健康快適推進部 企画管理課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL: 03-3452-2517 FAX: 03-3453-0730

熱中症を防ごう!

事業主さん、働く皆さん

高温多湿な環境では熱中症が多発します。

職場の熱中症予防に努めましょう!

1 作業環境管理

(1) 休憩場所の整備など

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- 水分・塩分の補給を、定期的かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。

(2) 暑さ指数(WBGT値)※の活用など

- たとえ温度が低くても、湿度が高い場合には熱中症になるおそれがあることに注意しましょう。
- 暑さ指数(WBGT値)を測定し、熱中症発生リスクの把握と対策に活用しましょう。
- 高温多湿な作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。

※ 暑さ指数(WBGT値)とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮など

- WBGT値、作業の状況に応じて、以下のような対策を講じましょう。
 - ① 作業の休止時間・休憩時間の確保
 - ② 連続作業時間の短縮
 - ③ 身体作業強度が高い作業の回避
 - ④ 作業場所の変更

(2) 熱への慣れ・適応(順化)

- 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けましょう。

例：7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

(3) 水分・塩分の摂取

- のどの渇きを感じなくても、定期的な水分・塩分の摂取を行うよう指導し、チェック表、作業中の巡視における確認などにより、摂取を徹底しましょう。
- 透湿性、通気性の良い服装をさせましょう。



(4)作業中の巡視

- 作業中は巡視を頻繁に行い、定期的に水分・塩分を摂取しているか、健康状態に異常はないかを確認しましょう。

3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応など

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

⇒・健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。

(2)日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

⇒・日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってください。

・朝礼などの際に健康状態を確認しましょう。

- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者に対して、熱中症を予防するための対応が必要であることを知らせ、主治医から熱中症を予防するための対応の指示があった場合は、事業者に申し出るよう指導しましょう。

(3)労働者の健康状態の確認など

- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- 熱中症を疑わせる症状※が現われた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。

①涼しい日陰か冷房が効いている部屋などへ移す。

②衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。

③自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

※熱中症では、以下のような症状が現れます(Ⅲ度が最も重症)。

Ⅰ度: めまい、失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗

Ⅱ度: 頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感

Ⅲ度: 意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳細情報 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei33/index.html>